

ご存じですか…自転車の正しい乗り方



市長インタビュー

安全で快適に自転車を 利用するために

●最近の自転車事故について、どう思われますか？

斎藤市長 自転車の事故というと、自転車利用者が被害者という印象を受けますが、自転車と自転車あるいは自転車と歩行者の事故が増加し、最近では自転車利用者が加害者となるケースも報道されています。

また、市内で自転車事故で負傷される方は、ご高齢の方やお子さんが多くなっている状況がみうけられます。皆さんには、自転車の正しい乗り方を守り、安全にご利用いただきたいと思っています。

●自転車事故防止対策についてのお考えは？

市長 市内では、自転車にかかわる交通事故があつたを絶たない状況にあります。

このようなことから、本市では自転車による事故を少しでも減らすため、道路をはじめとした交通環境の整備はもとより、交通安全運動などによる市民の皆さんへの啓発活動や交通安全教育を行っています。

特に、自転車を利用する一人ひとりが自分ばかりでなく、他の人の安全にかかわる交通ルールとマナーをしっかりと習得して実践していただくために、児童・生徒への交通安全教室、高齢者などを対象とした自転車運転免許制度を、警察などの関係機関と連携を図りながら実施しております。

子どもは、大人の行動をよく見ている。子どもたちがしっかりと交通ルールとマナーを身に付けるためには、保護者や地域に住む私たちが、まずはお手本を示していくことが大切と考えております。

悲惨な交通事故をなくすため、皆さんのご協力をお願いします。

迷惑です！放置自転車 《自転車を放置するのはやめましょう！》

駅周辺の道路、歩道、駅前広場等に放置自転車が多く見られます(写真参照)。市では、市内の8つの駅周辺を自転車放置禁止区域に指定し、定期的な撤去や指導員による指導・啓発を行っています。しかし、なかなか改善されないのが現状です。

放置自転車は、歩行スペースが狭くなり、歩行者(特に車いす利用者、高齢者、子ども)をはじめ多くの人の通行の妨げになります。また、点字ブロック上の放置は、視覚に障がいをお持ちの方にとって大変危険です。まちの景観を損なう要因になるとともに、救急車や消防車等の緊急車両が通れなくなり、人命にかかわる問題を引き起こすこともあります。



駅周辺の迷惑な放置自転車

放置自転車をなくすためには、皆さん一人ひとりの心がけが大切です。自転車を利用する方は、市営自転車駐車場(月極駐車、一時利用駐車)が可能)か民営駐輪場などをご利用ください。

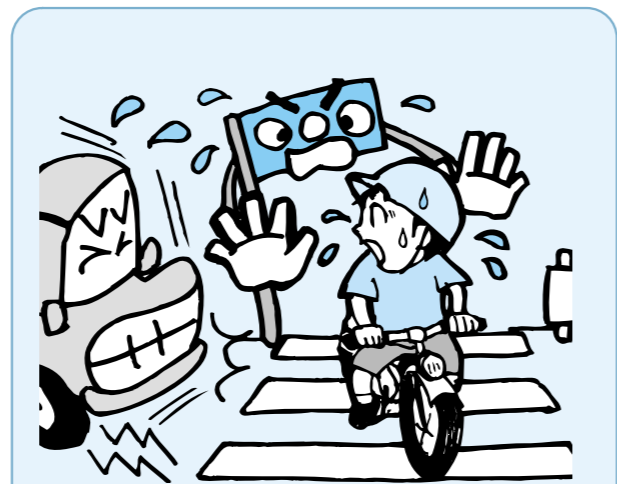
●自転車放置禁止区域(自転車放置禁止マーク設置/右図参照)、市営自転車駐車場の場所などについては、市ホームページで紹介していますのでご覧ください。



▲自転車放置禁止マーク

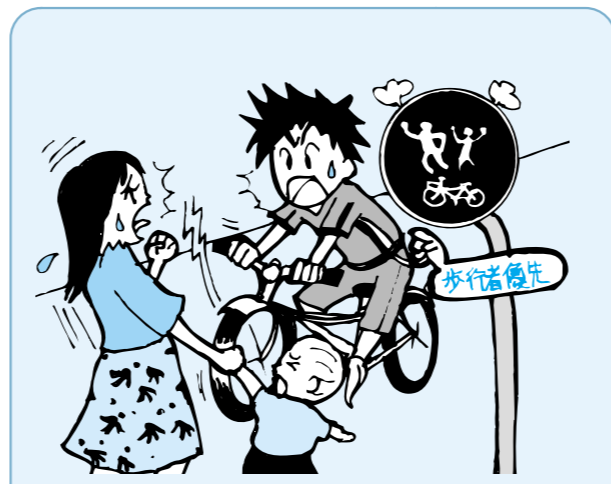
- ◆民事上の責任…交通事故によって他人を死亡させたり、けがをさせたりした場合「損害賠償」という形で金銭上の責任が問われます。
- ◆刑事上の責任(道路交通法)…交通事故に対する刑罰には懲役、禁固、罰金、料金の4つの種類があります。

■信号を守り、子どもにはヘルメットを着用



▲自転車に乗るときは、子どもにはヘルメットを着用させましょう。また、信号は必ず守りましょう。(信号無視は、3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)

■歩道では歩行者を優先



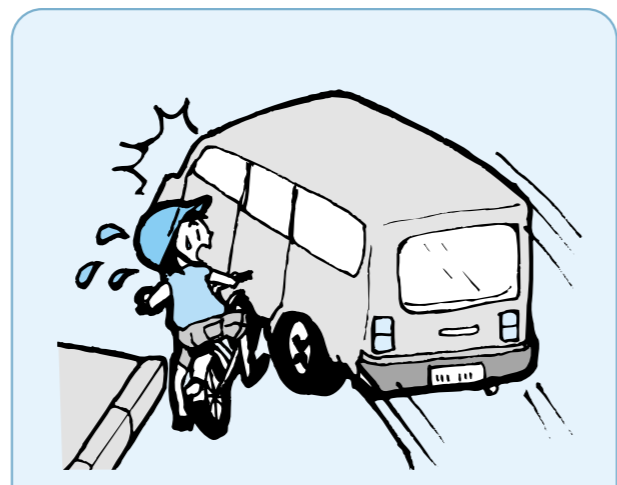
▲自転車の通行は車道が原則です。「自転車通行可」の標識のある歩道では、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。(歩行者通行妨害は2万円以下の罰金または料)

■一時停止



▲「一時停止」の標識のある場所や見通しの悪い交差点では、必ず止まって安全を確認しましょう。(一時停止違反は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)

■交差点での巻き込み注意



▲交差点で大きな車が曲がるときは、後輪に巻き込まれないように注意しましょう。また、車道は左側を通行し、交差点では、車が通り過ぎてから渡るようにしましょう。

■酒酔い運転の禁止



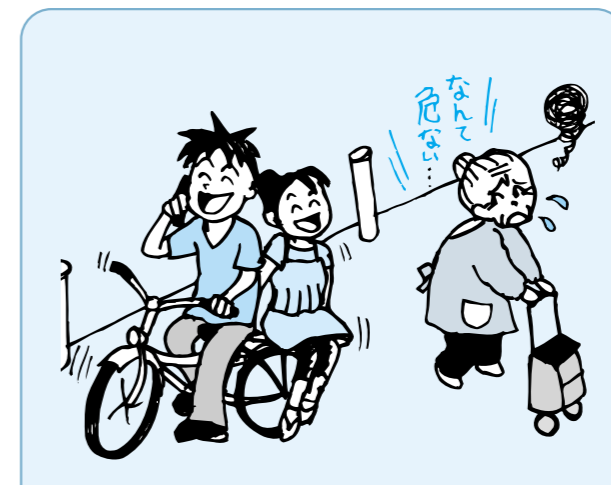
▲お酒を飲んだら、自転車には絶対に乗らないようにしましょう。自転車でも酒酔い運転は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金

■夜間のライト点灯



▲夕暮れときは、早めにライトを点灯しましょう。自転車の側面には反射材を付けましょう。(夜間無灯火は5万円以下の罰金)

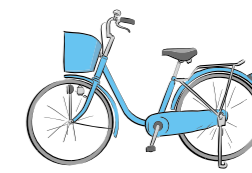
■2人乗りの禁止



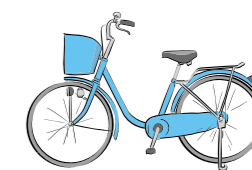
▲2人乗りや、携帯電話で話しながらの運転は危険ですからやめましょう。また、並行して走行することも禁止されています。(2人乗りは2万円以下の罰金または料)

自転車事故の原因は？

自転車による事故原因で特に多いのが、安全不確認、一時不停止、信号無視、といった自転車利用者自身の交通ルール違反によるものです。これらの事故は、自転車利用者が交通ルールとマナーを守ることによって未然に防ぐことができます。



自転車は身近で手軽な移動手段であり、環境にやさしい乗り物として利用が広がっています。一方で、自転車利用者のルール違反やマナー軽視が目立ち、私たちの身の回りで、悲惨な事故が発生しています。また、放置自転車の問題も起きている。安全に自転車に乗るために、もう一度基本的なルールとマナーを見直しましょう。



市内の交通事故の状況
平成18年中、市内では人身事故が、2,147件(死傷者数2,493人)発生しました。事故の主な原因は「脇見運転」が1,505件で1位、次に「一時不停止」「信号無視」の順となっています。

死傷者の年齢別の内訳は、子どもが217人、高齢者が269人で、最も多かったのが30代の518人でした。

また、死傷者の状態別の内訳は、歩行者が251人、自転車乗者が664人、2輪車が427人、4輪車1,151人となっています。

そのうち、自転車事故死傷者(664人)の内訳は、子どもが105人、65歳以上の高齢者が111人、その他が448人で、全体の死傷者数(2,493人)に対して26.6%と高い割合を示しています。

子どもや高齢者が交通事故の被害にあふる増加は、県内全域で見られる傾向です。

県内の自転車事故死傷者の状況
県内の平成18年中の自転車乗車中の交通事故死者数は、64人で全国ワースト1位です。内訳は、昼間が36人、夜間が28人であり、特に夜間の交通事故の15人(54%)は道路横断中の事故でした。

事故の軽減や防止は、反射材の装着や目立つ服装で乗車する等の安全対策を行うことで、可能です。県では、「埼玉県自転車事故防止キャンペーン」を年間を通じて展開しています。

市では、第8次所沢市交通安全計画(市ホームページでご覧になれます)を策定し、自転車の安全利用の推進を図っています。

具体的には、自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車に乗っているときの交通事故や自転



安全講習のようす

市では、第8次所沢市交通安全計画(市ホームページでご覧になれます)を策定し、自転車の安全利用の推進を図っています。

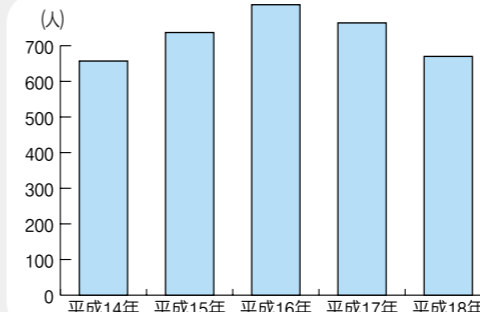
具体的には、自転車利用者の交通マナーの向上を図り、自転車に乗っているときの交通事故や自転

車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方の啓発活動の強化を図ります。

また、子どもや高齢者に対しては、「自転車運転免許制度」を活用して、自転車の安全な乗り方やルールを指導(安全講習)することで、自転車の安全な利用を推進します。

■市内の自転車事故死傷者の推移(提供:所沢警察署)

過去5年間の市内の自転車事故の推移をみると、平成16年の815人をピークに減少傾向にあるものの、平成18年も664人と高い数値を示しています。交通事故死傷者の総数に対する自転車事故死傷者数は、高い割合を占めています。



安全講習に参加して

小橋 眞知子さん (けやき台在住)

今回、近所の人たちと自転車運転の「安全講習」に参加して自動車の運転免許証そくりの自転車運転免許証をいただくことができました。軽い気持ちで乗っている自転車も、きちんと交通ルールを守って、しっかりと注意して運転しなければいけないことを、学科試験・実技試験を受けて改めて感じました。これからは、一人ひとりが正しい自転車の乗り方を実践することが大切であることを、家族や友だちに伝えていきたいと思っています。

高齢者の事故に要注意!

山上 三一さん (緑町在住)

高齢者の交通事故は、重大な事故になる場合が少なくありません。長い人生経験から大丈夫だと過信し、つい交通ルールを無視してしまいがちです。当たり前のようですが、信号のある横断歩道を渡る、道路を横断するときは左右を確かめるなど、交通ルールを守ることが事故防止の大切なポイントとなります。私たち一人ひとりの心がけが身の安全につながることを肝に銘じ、交通事故を起こさない、あわないようにしていきたいと思っています。